

調 書(決定)

事件の表示 平成 19 年(行ヒ)第 129 号
決定日 平成 19 年 9 月 20 日
裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 当事者目録記載のとおり
原判決の表示 大阪高等裁判所平成 18 年(行コ)第 101 号(平成 19 年 1 月 25 日判決)

裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 19 年 9 月 20 日
最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申	立	人	X1
相	手	方	京都府
同	代	表	者
相	手	方	参 加 人
			京都市